

第5編 緊急対応事態等への対応

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

この国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第2章2に掲げるとおりである。

県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

宮崎県国民保護計画

平成18年 3月 作成
平成19年 1月 変更
平成20年 1月 変更
平成21年 3月 変更
平成24年 3月 変更
平成26年 2月 変更
平成26年11月 変更
平成28年 4月 変更
平成30年 7月 変更

編集・発行 宮崎県総務部危機管理局危機管理課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7618

FAX 0985-26-7304

メール kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp

